

郵政民営化法の見直し等に関する意見書

平成１９年１０月、郵政民営化が実施され、いわゆる郵政三事業は、郵便、郵便貯金、簡易保険及び窓口ネットワークの４つの機能に分離して、持株会社である日本郵政株式会社の下に、４つの会社に分社化された。

民営化スタート後の状況を見ると、三事業一体体制が崩れ、分社化の影響による非効率的な業務内容による利便性の低下が全国の至るところで顕在化しており、地域住民からの不安の声が多く寄せられている。

地域の郵便局がこれまで担ってきた社会的役割は大きく、特に、人口減少が進む中山間地域では、社会生活の基盤として重要な役割を果たしてきており、収益性追求のための郵便局の廃止・統合が進めば、住民の利便性は著しく損なわれ、地域の過疎化に一層の拍車がかかることが危惧される。

よって、国においては、郵便、貯金、保険のサービスが将来とも郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じないように、法的な見直しを含め、これまでと変わることのないサービスを維持させるために必要な措置を講じることが、強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２０年１２月１８日

徳島県議会議長 福 山 守